

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
セイト株式会社（静岡県静岡市駿河区下川原南2-24）[1000007225]
2. 資格登録停止措置の期間
平成30年11月5日～平成30年11月18日（2週間）
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、「中央自動車道 羽島管内防護柵工事(平成29年度)」(名古屋支社発注)において、工事中事故に係る措置、安全対策等に時間を費やしたことを理由に、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたものである。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)